

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

本校では、春日市教育委員会が推進する「伝え合い 学び合い 育ち合い 思い合いがうれしい教室」を目指し、学校教育目標である「豊かな心を持ち自ら学ぶたくましい子」の実現を目指して全職員一丸となって、教育活動を展開しております。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまで「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壤づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すP D C Aサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「元気アップ推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

推進委員会は、本校の規律部会を母体とし、原則として校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談主任で構成するものとする。

また、推進委員会は学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

2 本校におけるいじめ防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考え方として、学校は、児童同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

- (ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ① 児童の気持ちを共感的に受け止める。
 - ② 居場所をつくる。
 - ③ 見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
 - ④ 規準を示す。(「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」)
- (イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ① 分かる楽しさを与える。
 - ② 自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかつた自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- (ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- (エ) 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

イ 道徳教育の充実

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道徳教育の充実を図る。

- (ア) 本校の道徳教育全体計画に基づき、重点目標を具体化する。
 - ① 道徳の授業の着実な実践と充実を図り、人間としての生き方を追求していく。
 - ② 豊かな体験学習を推進する。
- (イ) 「彩の国の道徳」「指導資料集」「学級づくり羅針盤」を活用し、児童一人一人の自尊感情を高めていく。
- (ウ) 「春日部の道徳」を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない

ウ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

- (ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持ってあたる。
- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生に関わっている場合もあることに十分留意する。

- ① 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ② 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ③ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壤を温存させている場合

エ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめのブレーキが掛かることが多い。そこで次の点に留意し、学校でも保護者同士の関係づくりを図っていく。

- (ア) 学級懇談会等を活用し、いじめ防止の対策について話し合う。
- (イ) P T A活動を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないために、情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 学活等を活用して、ネット問題について児童向け学習会を毎年度実施する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発D V D」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 児童の意識啓発とともに、ホームページや配布資料等を活用して、保護者の意識啓発も図る。

カ 春日部市元気アップ推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて、春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気さわやかキャンペーン」に対し、本校でも次の点に留意し、重点的に取り組んでいく。

- (ア) 児童の実態に応じた取組を行う。
 - ① いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動
 - ② 児童が主体となって運営する児童集会
 - ③ テーマに応じた、児童による掲示物の作成
- (イ) スーパー元気さわやか集会に積極的に参加していく。
 - ① 代表者による作文発表
 - ② 保護者、地域住民、小中学生との意見交換

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装つて行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に努める。
- (イ) 必要に応じて、市民生活相談課、子育て支援課、教育相談センター、関係小中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ 児童及び保護者からの情報収集

- (ア) 毎月「元気に仲良くチェックカード」を実施する。
- (イ) 「元気に仲良くチェックカード」の実施から、必要に応じて、一人一人と直接話をしていく。
- (ウ) 連絡帳や日記などから、交友関係や相談事の把握に努める。
- (エ) 必要に応じ、保護者からアンケート調査を実施する。

ウ 「New I's」の活用

- (ア) 「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目がある児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、関係職員に相談する。
- (イ) 「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について、学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている児童への指導（「New I's」参照）

(ア) いじめている児童への説諭

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

- (イ) 再発を防止するために、児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

(ア) 共感的態度で話を聴く

「いじめられる側にも問題がある」という考え方のないように留意する。さらに、本人のプライドを傷つけないように注意する。

- (イ) 安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

ウ 周りではやし立てる児童への対応

(ア) はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

- (イ) いじめられている児童の気持ちを考えさせ、いじめている側と同様の立場であると気づかせる。

エ 見て見ぬふりをする児童への対応

(ア) 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

- (イ) いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

オ 学級への対応

次の点に留意し、いじめの早期対応、早期解消に努める。

- ① 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許されないと断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑥ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

カ 他校の児童（生徒）が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童（生徒）が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への連絡、その他適切な措置をとる。

キ 春日部市教育委員会への報告

- (ア) 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会へ速やかに報告する。
- (イ) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。
- (4) 本校は、推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者に、あらかじめ説明しておく。
- (7) (4) の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている児童及びその保護者に適切に提供する。
- (8) その他留意事項
- ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。
- イ 「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。特に、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。
- ウ 関係のあった児童が深く傷つき、他の児童や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、推進委員会において毎年度、豊野小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、豊野小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【資料1】いじめの防止のための取組チェックリスト

(2) いじめの取組のチェックポイント

項目		評価
指導体制	1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、改善を中心とした取組を実践を行っているか。	
	2 いじめの態様、原因、背景。具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3 いじめをはじめとする障害行動等に対しては、あらかじめ定められていない指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と教訓としたねらい強い指導を行っているか。	
	4 いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りお手本等を示しているか。	
	5 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事業を担当したりすることなく、報告・連絡・相談、確認を実施を行い、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
	6 お互いを思いやり、尊重し、生徒や生徒を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人権として許されない」との強い認識に立って指導にあたっているか。	
	7 学校全体として、指導をはじめ各教職員がそれぞれの指導裏面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	8 道徳や学級活動(×・講話)の展開にいじめに觸れる言葉を取り上げ、指導が行われているか。	
	9 学級活動は、教訓や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導諸言が行われているか。	
	10 児童生徒に幅広い生活体験を経ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の着実的な推進を図っているか。	
	11 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。	
	12 いじめを行う児童生徒に対しては、施設的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況に応じて、出席停止(義務教育)や監視との連携による指導も抜かりに入れた、厳格とした対応を行うこととしているか。	
	13 いじめられた児童生徒に対して、心のケアやさまざまな柔軟的指導等、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	14 いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、前に弛緩必要な指導を行っているか。	
	15 部活動(中高生)における生徒同士の人間関係を直接的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。	

-16-

早期発見のための教職員用チェックリスト（生徒指導ハンドブックNew I 's p12, 13）

【資料1】 家庭内でのいじめの危険チェックシート（詳細版）	
1 起床から登校前	
<input type="checkbox"/> 布団からなかなか出でこなかったり、異常が尋ねる <input type="checkbox"/> けだる感覚の、疲れの表情である <input type="checkbox"/> いつもと違う朝食を食べようとしない <input type="checkbox"/> 疲れややけにしたり、泣き声こんでいたりする <input type="checkbox"/> 学校に行くのが苦だったり、登校場所に行きたがらない	
2 登校中	
<input type="checkbox"/> 友達の荷物を扱はれてされている <input type="checkbox"/> 一人で登校するようになる <input type="checkbox"/> 道端で寝て登校している <input type="checkbox"/> 道中で寝て登校している	
3 捨 宅 時	
<input type="checkbox"/> 異常に遅く帰宅しない家の連れ、連れやボタンのはつれがある <input type="checkbox"/> あざや嘲りの聲があってもその理由を言わない <input type="checkbox"/> 自分の財産に詰め込み、なかなか出てこない <input type="checkbox"/> いつもより詰め込みが悪い <input type="checkbox"/> 自転車や持ち物等が壊されている <input type="checkbox"/> 学校の話をしなくなる <input type="checkbox"/> 外出したがらない <input type="checkbox"/> プリントが壊されている。道具や持ち物に落書きがある	
4 夕食時から就寝まで	
<input type="checkbox"/> 来度がない <input type="checkbox"/> 特定の経過に対する言葉遣いが不自然にていねいである <input type="checkbox"/> 友達の話をしきくなったり、いつも避んでいた友達と遊ばなくなったりする <input type="checkbox"/> 収入の使い方が荒くなったり、無理で持ち出すようになる <input type="checkbox"/> 部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく <input type="checkbox"/> 買い与えた覚えのない品物を持っている <input type="checkbox"/> メールをこそぞ見る。黙っている携帯電話に出たがらない <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくななる <input type="checkbox"/> 家族の者と話をしなくなる <input type="checkbox"/> いじめの話をすると強く否定する <input type="checkbox"/> 弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる <input type="checkbox"/> 疲れた様子であったり、なかなか寝つけなったりしている <input type="checkbox"/> 着用より服を脱ぎ、逆に脱ぐく寂じたる感覚がする	

16 授業標準を確立するために指導方針や指導基準を班会で示して、全教職員で取り組んでいるか。	
17 教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の正しい人間関係の確立に努めているか。	
18 児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。	
19 児童生徒が持つる意図を察して見落さず、その一つ一つに注意に注いでいるか。	
20 いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人周囲等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事業を継続することなく、直ちに対応しているか。	
21 いじめの問題解決のため、教職委員会との連携を密にするとともに、外部に依り教育センター、児童相談所、警察等の機関の関係者間と連携協力を各段行っているか。	
22 校内に児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教員相談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制が整備されているか。また、それは適切に運営されているか。	
23 校内における教育目標評議について、保護者に立ち会はれ評議され、保護者の指導に従事することができる体制にになっているか。	
24 教育部門の実務にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等専門会員の連携窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
25 児童生徒等の個人情報をの取扱について、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。	
26 校内におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や児童生徒の理解を得られるようにしているか。	
27 健康や安全に対して、いじめの問題の重要性の認識を高めるとともに、家庭防災や学校連絡などを通じて、家庭との貢献を連携協力を図っているか。	
28 いじめが起きる場合、学校として家庭との連携を密にし、一齊協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	



-17-

連絡の会	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、よく訴えに来る <input type="checkbox"/> 脱がれていたり、抜けついだりしている <input type="checkbox"/> 着いている、または机に伏せたまましている <input type="checkbox"/> 自分の持ち物ではないものを机やロッカー、カバンに入れられている	
	<input type="checkbox"/> 参加しないことが多い、表情も悪い <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事(準備や後片付け)をやらされている <input type="checkbox"/> パペーの掃除で、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 締め合いで、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 他の部員から強い口調で注意されたり、走り走りにされたりしている <input type="checkbox"/> 強めのいじみなどの行為がある <input type="checkbox"/> 理由のほつきりしない方が、あざ、汚れがある <input type="checkbox"/> 道具を壊される <input type="checkbox"/> 立位している	
相談	<input type="checkbox"/> 参加しないことが多い、表情も悪い <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事(準備や後片付け)をやらされている <input type="checkbox"/> パペーの掃除で、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 締め合いで、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 他の部員から強い口調で注意されたり、走り走りにされたりしている <input type="checkbox"/> 強めのいじみなどの行為がある <input type="checkbox"/> 理由のほつきりしない方が、あざ、汚れがある <input type="checkbox"/> 道具を壊される <input type="checkbox"/> 立位している	
運動	<input type="checkbox"/> 立位して下投する。あるいはいつまでも学校に残っている <input type="checkbox"/> 机がひっくり返されたり、ロッカーが壊されたりしてしまっている <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したり、机に寄り付いて来る <input type="checkbox"/> 机や椅子等がなくなっている <input type="checkbox"/> コミカルの中に机や椅子等が捨てられている <input type="checkbox"/> 教室内の机や椅子などに墨跡や墨つくような内容の落書きをされている <input type="checkbox"/> 机の前を歩き回る <input type="checkbox"/> 机を殴りしめて机を壊す <input type="checkbox"/> 机で頭をぶつける	
就寝から下校時	<input type="checkbox"/> 教師が仕事や大切な仕事を押し付けられる <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている <input type="checkbox"/> 出された言葉の中で、学校の委員長や班長に選ばれる <input type="checkbox"/> 教室に児童を押し付けられる <input type="checkbox"/> 困難や審査などの提出物が選ばれる <input type="checkbox"/> 一人の子の机や椅子等をさわる <input type="checkbox"/> 連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかけりのある表現が見受けられる	
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 教師が仕事や大切な仕事を押し付けられる <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている <input type="checkbox"/> 出された言葉の中で、学校の委員長や班長に選ばれる <input type="checkbox"/> 教室に児童を押し付けられる <input type="checkbox"/> 困難や審査などの提出物が選ばれる <input type="checkbox"/> 一人の子の机や椅子等をさわる <input type="checkbox"/> 連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかけりのある表現が見受けられる	

いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント：

- ①該当する項目があれば、子どもに声を掛けける。
- ②複数該当する項目があれば、学生等職員に相談する。



-18-

- 9 -

【資料2】早期発見のための家庭用チェックリスト

(生徒指導ハンドブックNew I's p31)

いじめ発見のチェックポイント

観察の視点		あてはまる 子の名前
親の会	<input type="checkbox"/> お泊りが来るまで廊下で待っている <input type="checkbox"/> 他の子どもより早く登校する <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる <input type="checkbox"/> 田舎のあいさつや出席確認のときに返事がない、または僅に小さい <input type="checkbox"/> 忙んだ表情や集団した様子をしている	
就業時間及び授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 授業の始めに道具が乱している <input type="checkbox"/> おそれ物が多くなる <input type="checkbox"/> 選択肢などときどき、話し合いの席に入れないと <input type="checkbox"/> 僕などとき選ぶとき、その子の名前があがったり、泣けたりする <input type="checkbox"/> 半分に排斥されたりする <input type="checkbox"/> ほめられるとき、嘲笑やからかい等が起こる <input type="checkbox"/> 正しい意見などの時に冷やかされる <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活潑さがなくなる <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる <input type="checkbox"/> その子への配慮を嫌がる雰囲気がある <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされている <input type="checkbox"/> 道具や道具に合わせてもらさえす、順番がなかなか回ってこない <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えなくなる	
休み時間	<input type="checkbox"/> 因縁話をさせている <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている <input type="checkbox"/> 不満を訴え、保健室に行くことが増える	
経営場	<input type="checkbox"/> いつも一人でボツンとしている <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずなどおどしてしている <input type="checkbox"/> 徒歩で通事がないのによく通勤室に来る <input type="checkbox"/> 活動教室のとき、荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る人が多くなる <input type="checkbox"/> 探検が出来ても教室に戻りたがらない	
清掃時	<input type="checkbox"/> 机を磨いて席を作らない。または番看でも腰間がある <input type="checkbox"/> 身べ物にいたずらされる（意図的な配り恥れ、盛り付けの量の差など） <input type="checkbox"/> 食事も食べない、真似がない <input type="checkbox"/> 幸運い競争などをしてやらされている <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられている <input type="checkbox"/> いつも片付けをさせられている	
	<input type="checkbox"/> 一人箕そと落書きしているが、表情が悪い <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、ぬれたりしている <input type="checkbox"/> 清掃後、無理に授業に連れてくる	

-12-

児童、保護者向けの学校生活アンケート (生徒指導ハンドブックNew I's p35)

豊野小 元気に仲よく チェックカード

月	年 級 名前
【 】の、どちらかに○をつけてください。	
わたし・ぼくは、	
①元気です。	【 はい 】 <input type="radio"/> 【いいえ 】 <input type="radio"/>
みんなと仲良くしています。	【 はい 】 <input type="radio"/> 【いいえ 】 <input type="radio"/>
③学校が楽しいです。	【 はい 】 <input type="radio"/> 【いいえ 】 <input type="radio"/>
④学校に友達がいます。	【 はい 】 <input type="radio"/> 【いいえ 】 <input type="radio"/>
⑤頑でいます。	【 はい 】 <input type="radio"/> 【いいえ 】 <input type="radio"/>
⑥いじめられています。	【 はい 】 <input type="radio"/> 【いいえ 】 <input type="radio"/> 【 学校の人 】 <input type="radio"/> 【 その他の人に 】 <input type="radio"/>
⑦いじめられている人を知っています。	【 はい 】 <input type="radio"/> 【いいえ 】 <input type="radio"/> 【 学校の人 】 <input type="radio"/> 【 その他の人に 】 <input type="radio"/>
⑧いじめています。	【 はい 】 <input type="radio"/> 【いいえ 】 <input type="radio"/> 【 学校の人 】 <input type="radio"/> 【 その他の人に 】 <input type="radio"/>
先生、あのね。(何かあったら、書いてください。)	

学校生活についてのアンケート【保護者用・例】

このアンケートは皆さんのお子さんが、いじめがなく安心して学校生活を送れるようになりますことを目的に行なうものです。現在の状態に最も近いものに「O」を付けてください。また、兄弟姉妹がいる場合でも、それぞれのお子さんについて別々の用紙に記入ください。

お子さんの学校生活で、以下の(例)のような困り事はありませんか?

- (例)
- 泣やかしやからかい、黒口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - 仲間はずれ、施設による差別される。
 - 机ぐちづけられたり、誰かにさりげて叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくひづかられたり、殴かれたり、蹴られたりする。
 - 金品を要求される。
 - 金品を強盗されたり、奪われたり、持てられたりする。
 - いやなこと、静かかしいことや寂寥なことをされたたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷ひいやなことをされる。

お子さん 小・中・高 | 1年 | 1組 性別()

質問項目	回答
① うちの子供は学校で、ほかの子供から(例)のような事をされている。	はい いいえ わからない
② うちの子供は学校で、ほかの子供に(例)のような事をしている。	はい いいえ わからない
③ うちの子供から学校で、(例)のような事を見たという話を聞いたことがある。	はい いいえ
④ うちの子供の友わりで、(例)のような事があるとほかの保護者は必ずしもから思っていることがある。	はい いいえ
⑤ 家庭で、(例)のような困り事について子供と話をすることがある。	はい いいえ

質問項目①～⑤で「はい」と回答した方は書ける範囲で、その内容を御記入ください。

* 具体的な相談があれば、学校まで御連絡ください。

【資料3】 豊野小学校 いじめ問題への組織的対応図

